

令和元年度（2019年度）第4回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和元年12月27日（金）午前9時30分から午後1時30分まで  
 2 場 所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室  
 3 出席委員 （委員長） 中村 哲  
 （委員） 高橋 明男  
 （委員） 梶 哲教

4 会議の概要

- (1) 令和元年7月1日から令和元年9月30日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況を委員に報告した。  
 (2) 同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件のうち、委員が事前に抽出した次の案件を、所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

案件番号	入札・契約方式	案件名	契約金額(円)
1	指名競争 (工事)	吹田市立垂水保育園改修工事（機械設備工事）	4,149,200
		吹田市立江坂大池小学校1棟及び8棟校舎外壁改修工事（機械設備工事）	3,682,800
2	随意契約 (工事)	人孔蓋等取替補修工事（その2）	4,840,000
		人孔蓋等取替補修工事（その3）	2,508,000
3	随意契約 (業務委託)	令和3年度の固定資産（土地）の評価替えに係る鑑定評価業務	25,762,800
		令和2年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務	5,091,570
4	一般競争 (工事)	下高川高架橋補修及び耐震補強工事	49,980,700
		五月が丘橋補修工事	16,522,000
5	一般競争 (工事)	吹田市立亥の子谷コミュニティセンター空調設備改修工事（機械設備工事）	51,733,000
		吹田市立休日急病診療所整備工事（機械設備工事）	45,969,000
		吹田市立千里丘市民センター空調設備改修工事（機械設備工事）	43,628,200
		吹田市立千三留守家庭児童育成室建設工事（機械設備工事）及び吹田市立千里第三小学校トイレリニューアル工事（機械設備工事）	37,275,700
6	プロポーザル	竹見台・桃山台近隣センター地区推進計画策定業務	21,340,000
7	一般競争 (業務委託)	吹田市介護保険料訪問納付勧奨及びコールセンター業務	30,392,120
8	一般競争 (物品購入)	灰溶融炉用黒鉛電極棒購入（2回目）	6,956,604
		灰溶融炉用黒鉛電極棒購入（3回目）	5,565,285

9	指名競争 (賃貸借)	吹田市財務会計システム機器賃貸借業務 【長期継続契約】	5,799,600
10	プロポーザ ル	吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書 館及び山田分室窓口【長期継続契約】	192,258,000
		吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務 【長期継続契約】	120,186,000
		吹田市立千里図書館窓口等業務 【長期継続契約】	100,764,000

(3) 12月24日開催の第3回入札等監視委員会に引き続き、契約候補者を選定する際にプロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、その実施の適否について、担当者同席のうえ、審議を行った。

案件	案件名
8	吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室事業
9	吹田市生活困窮者就労準備支援事業
10	(仮称) 地域活性化イベント実施業務
11	休日急病診療所 電子カルテシステム開発・運用業務

## 5 議事録

### ○事務局

ただいまから令和元年度第4回入札等監視委員会を開催させていただきます。

本日の議題は令和元年7月から9月までの入札・契約手続きの運用状況について事務局から報告し、その中から各委員に抽出していただきました案件についてご審議いただきます。その後、予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についてもご審議いただきます。

それでは、中村委員長、議事進行をお願いいたします。

### ○中村委員長

まず、始めに、本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。

それでは、次第1の「令和元年7月から令和元年9月までの入札及び契約手続等の運用状況」について事務局から報告をお願いします。

○事務局 資料に基づき報告

### ○中村委員長

今の説明に対して、何かご意見ありますか。

### ○中村委員長

特に質問等が無いようですので、次第2の抽出案件の審議を進めます。

【案件 1】吹田市立垂水保育園改修工事（機械設備工事）

吹田市立江坂大池小学校 1 棟及び 8 棟校舎外壁改修工事（機械設備工事）

○中村委員長

辞退者が多く不調になり、再度入札を行ったということですが、1 回目の入札と 2 回目の入札はそれぞれどういう基準で事業者の選定が行われたのですか。

○契約検査室

1 回目の入札については、施工する場所での実績がある、施工する場所の近くに事務所がある等の基準で 8 者選定をしました。2 回目の入札については、1 回目に選定した業者は全者辞退しているため、それ以外の業者から選定をしました。

○中村委員長

以前から管工事等については、現場代理人の確保が難しいため業者が辞退していると入札等監視委員会の席上でも聞いています。あらかじめ現場代理人の確保が難しいということはある程度想定されたと思いますが、その点を踏まえたうえで指名をされたのでしょうか。

○契約検査室

昨今、建設業界全体で人材が不足しており、急に人材が増えることはありませんので、選定の仕方については昨年度と同様の方法で行っております。

○中村委員長

辞退が多かった時期に、吹田市からの工事を受注していた業者はあったのでしょうか。

○契約検査室

不調になった案件以外でも多数の案件を発注しており、管工事ができる業者は何件か工事を受注しています。

○中村委員長

小学校等は休業中しか工事ができないという制約があると思いますが、保育園の場合そういう制約はないと考えて良いのでしょうか。

○資産経営室

保育園の場合、休みは日曜と祝日しかないため、そういう制約はありません。

○梶委員

この 2 件は地震復旧の工事ですか。

○資産経営室

地震復旧の工事でなく、通常の改修工事です。

○梶委員

この 2 件は契約の時期が近接していますが、辞退した業者を重ねて指名しているわけではないのですか。

○契約検査室

吹田市が発注する管工事の件数が、管工事に対応できる市内業者の数よりもかなり多くなっています。1 案件につき 8 者から 10 者程度業者を指名しているため、同じ業者を何度も指名することがあります。

○梶委員

吹田市立垂水保育園改修工事（機械設備工事）の指名はいつ頃されているのですか。

○契約検査室

7月上旬から中旬頃に指名しています。

○梶委員

現場代理人を配置できるかどうかは、指名された業者が判断すればよいということですね。

○契約検査室

お考えのとおりです。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

**【案件2】人孔蓋等取替補修工事（その2）**

人孔蓋等取替補修工事（その3）

○中村委員長

道路舗装工事に付随する形で今回の人孔蓋の工事を一体として行うため、このような契約を行ったということですね。

○水循環室

お考えのとおりです。

○中村委員長

人孔蓋の工事は通常、道路舗装工事に付随した形で行われるのですか。独立して人孔蓋の工事を行うことはあるのでしょうか。

○水循環室

単独で実施することもございます。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

**【案件3】令和3年度の固定資産（土地）の評価替えに係る鑑定評価業務**

令和2年度の固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する業務

○中村委員長

具体的な個々の鑑定を行うのは鑑定士協会が委任した不動産鑑定士が行うのでしょうか。

○資産税課

市が地域に精通した7名の不動産鑑定士を指名し不動産の鑑定を依頼しております。これらの鑑定士が鑑定した価格を調整する作業を鑑定士協会が行います。

○梶委員

令和3年度固定資産評価替えにかかる鑑定評価体制に対する留意事項という資料について、発行元の記載がないのですが、どこが発行した文書ですか。

○資産税課

大阪府内の全市町村に対する説明会で大阪府から配布された資料の一部です。

○梶委員

資料からは鑑定士協会と契約するのではなく鑑定業者と契約をするかのようには読めるのですが、そうではないのでしょうか。

○資産税課

市内を鑑定してもらい不動産鑑定士から費用の見積りを提出してもらい、その価格を鑑定士協会に提示し、鑑定士協会では均衡調整に係る費用を上乗せして吹田市に見積書を提出してきます。その価格を精査し、予定価格を決定しております。

○梶委員

決定率が100%ですが、3年前の評価替えのときの契約金額と比べ同じくらいの金額となっているのでしょうか。

○資産税課

消費税の増税分を除けば同一価格でした。

○梶委員

時点修正は毎年行っていると思いますが、これについても大体似たようなことになっていますか。

○資産税課

はい、そうです。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

#### 【案件4】下高川高架橋補修及び耐震補強工事

##### 五月が丘橋補修工事

○梶委員

実際に入札してくる業者があまり無いということであると、今後も実効的な入札にならないのではないか、この先大丈夫なのか、気になります。

○道路室

説明書にも記載させていただいていますが、今後、他の案件と複合しないように時期を検討したり、何件かを一つにまとめて発注していくことで、配置技術者の数を減らし、設計価格を高くするという対策をとり、より多くの業者に参加してもらえようようにしていきたいと考えております。

○梶委員

複数の橋梁をまとめることや配置技術者の数を少なくするという方策は、工事の質に関わってくると思われるため、できる限り避けた方がよいと思います。

○道路室

おっしゃるとおり、そのあたりのバランスは難しいと考えております。複数の橋梁をまとめる場合は、それに合わせた工期設定等を含めて検討していきたいと思っております。

○梶委員

今後、橋梁の架け替え補修工事の計画について、規模の大きいものの予定はあるのでしょうか。

○道路室

橋梁補修の計画については、平成10年度から耐震補強計画、平成24年度から長寿命化修繕計画を並行して実施しております。橋梁については、今のところ、大きな架け替えの計画はなく、今あるものを長寿命化していこうという考えで維持補修をしております。

○高橋委員

他市と共同で発注することは、制度上可能でしょうか。

○道路室

橋梁の補修工事については、委員のおっしゃる考えは現在のところありません。制度上可能かどうかについては、明確に申し上げることができません。橋梁の法令点検については、技術者が少ないため、大阪府の都市整備推進センターと随意契約をして、大阪府下でまとめて点検をしているという事例はあります。

○中村委員長

補修工事については、計画的に遂行されていると説明がありましたが、何年でこういった内容を行う計画になっていますか。

○道路室

道路として機能している限り補修は永久に続くものだと思っております。長寿命化推進計画の通り、5年先10年先等の期間で考えておりますが、これから先もずっと続くものであると捉えております。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

**【案件5】吹田市立亥の子谷コミュニティセンター空調設備改修工事（機械設備工事）**

吹田市立休日急病診療所整備工事（機械設備工事）

吹田市立千里丘市民センター空調設備改修工事（機械設備工事）

吹田市立千三留守家庭児童育成室建設工事（機械設備工事）及び

吹田市立千里第三小学校トイレリニューアル工事（機械設備工事）

○梶委員

管工事の実情については案件1でお聞きしましたので、この案件の抽出理由とした高い落札率になった事情や全般的に辞退者が多いという事情については大体説明が付くとは思いますが、管工事については、落札率が他の工種と比べ高止まりしています。不正があるとまでは言いませんが気になるということを申し伝えておきます。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件6】竹見台・桃山台近隣センター地区推進計画策定業務

○梶委員

見積りを提出した他の2者については、積極的に応募する意向が初めから示されていなかったのでしょうか。

○計画調整室

見積りを徴収した3者については、計画調整室から業務内容について十分な説明を行いました。その中でプロポーザルに対する一定の意欲を感じられました。

○梶委員

応募に至らなかったというのは何か困難な事情があったのでしょうか。

○計画調整室

計画調整室では、応募に至らなかった理由について想定されるものはないと考えております。

○高橋委員

1者しか応募がないというのはプロポーザルにした意味がない。プロポーザルにする以上は複数の業者が応募することが望ましいと思います。そうするために、何か工夫される意思はないのでしょうか。

○計画調整室

募集要項を緩めて応募機会を増やすのか、質の良いものを求めて現行の様な内容のまま厳しい要領を定めるのか、再開発事業自体がたくさんあるものではありませんが、今後検討を要するところであると思います。

○高橋委員

このようなことができる業者はそれほど多くないため、初めに相談をして公募が始まったら応募しやすいようにするという方法を探られることはないのでしょうか。

○計画調整室

もう少し幅広に着手してもらうために可能な方法を模索していきたいと思っております。

○中村委員長

1次審査と2次審査と審査内容を見ると、1次審査については資格や会社の要件等の基本的な事項について評価となっています。今回応じた業者は、1次審査ではその評価得点が6割を下回るが問題はないのでしょうか。

○計画調整室

1次審査については、技術者の資格要点や類似業務の実績を加味した配点としております。再開発事業は全国的に見ても多くないため、高得点をとることは難しくなっています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

【案件7】吹田市介護保険料訪問納付勧奨及びコールセンター業務

○高橋委員

落札者は、同種業務について他自治体における十分な実績があると説明されていますが、十分な実績とはどのようなものか具体的に説明をお願いします。

○高齢福祉室

仙台市や和歌山市で実績があります。

○高橋委員

自治体を含めた債権管理業務のBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）とはどのようなことでしょうか。

○高齢福祉室

債権管理業務の一連のプロセスを全般的に請け負っているということであり、徴収業務などを一部だけ請け負うのではなく、訪問を行って内容を分析し、傾向に沿った訪問計画を提案し、それに沿って再度訪問するという流れの業務を受注しているということです。

○高橋委員

業務内容には、実際に訪問することも含まれるのですか。

○高齢福祉室

含まれます。

○高橋委員

滞納している方の家庭環境や様々な事情などの個人情報を聞くところまで業務に含まれるのでしょうか。

○高齢福祉室

滞納情報を含めてそのような個人情報も分かっている状態にはなりますが、介護保険にかかる全ての情報を分かっているわけではなく、滞納しているという情報により訪問を行い、ご本人がおっしゃったことを取りまとめて報告するという内容になっています。

○高橋委員

個人情報の保護の問題がどうなっているか気になります。また、民間の債務を抱えている方などもいらっしゃるかもしれませんが、本業務はどのような形で福祉施策全般の推進に結び付けられていくのでしょうか。

○高齢福祉室

訪問した際に滞納金をその場で徴収することは、公権力の行使にあたるので業務範囲外としています。そのようなお話があった際には、分納や減免の相談は市役所のほうに連絡してくださいとご本人に伝えます。その上で、生活が苦しいなどの相談があった場合は、生活困窮センターに連絡していただくなど、できるだけ適切な窓口にご案内するという形で進めています。

また、個人情報については、入札時にI SMSとプライバシーマークをどちらも持っていることを条件にし、仕様書においても、IPAが発行しているガイドラインを基に厳しく縛りを設けました。

これが、入札参加資格確認申請をした3者のうち2者が辞退したことにつながったのではないかと考えます。

○高橋委員

市がこの業務を直営で行った場合、守秘義務がかかり罰則の対象にもなりますが、契約上罰則を設けることは不可能であり、いくら厳しい縛りを設けても弱いため、やはり個人情報保護の観点から問



題がないか気になります。

○高齢福祉室

今月の20日に職員が現地に赴き、仕様書の内容が適切に守られているかをヒアリングや実物を見て確認をしています。また、現地調査は少なくとも年1回以上は行いながら、適切に個人情報管理しているかを厳しく見ていくことで少しでも担保になればと考えています。

○高橋委員

説明のなかで民間企業の創意工夫やノウハウを活用すると書いてありますが、どのようなものを考えているのでしょうか。

○高齢福祉室

例えば、訪問に行った時間帯を積算し、在宅の時間帯を年齢別や地域別、滞納額別などで分析し、その結果に企業の経験を加味して効率よく債権の回収ができるような計画を立てたり、揉め事があつた場合に上手く解決できたりするところがノウハウとして生きているのではないかと考えます。

○高橋委員

そもそも滞納に陥る前にできるだけ早い段階で対応することが一番望ましいと思いますので、この業務をわざわざ委託契約して行う必要があるのかが根本的な疑問として感じるところです。

どのようにすれば効率的に回収できるかについての分析について、個人情報を除いたデータを事業者に渡して分析してもらい、これを次の業務に生かすことは考えられると思いましたが、直接的に訪問をする、いわば市民の方と接するところを事業者に任せてしまうということは、市民から市に対して「冷たい」という印象を与えてしまうのではないかと感じました。

効率化を図ることは非常に重要ですが、民間企業の生かし方について、他のやり方が考えられないか考えていただいた方がいいかと思います。

○梶委員

今の話から、入札参加資格有資格者名簿において「112 受付・案内」、「119 情報処理」、「120 人材派遣」又は「199 その他の業務委託」のいずれかを参加希望種目としていることを条件としたことが適切か気になりました。本業務は福祉的な側面に力点があると思いますので、入札においても従来から福祉事業に実績のある事業者の参加を広く呼び掛けてもよかつたのではないかと思います。

○高齢福祉室

本業務は、滞納のある方に広く接触をし、それぞれの状況を把握したうえで適切な窓口案内することを業務の目的としており、生活相談そのものは別の業務になると考えています。

○梶委員

介護保険料の納付義務があるのは40歳以上だったかと思いますが、滞納をしている方は高齢者が多いのでしょうか。

○高齢福祉室

40歳以上から介護保険料を支払いますが、我々が保険料を賦課しているのは65歳以上の第1号被保険者であるため、全員高齢者です。

○中村委員長

先ほど、年に1回は現地調査を行うとありましたが、どのような調査をしているのですか。

○高齢福祉室

基本的には、仕様書に基づいて業務を行っているかを調査しますが、情報のセキュリティ管理を適

切に行っているかを確認することが調査の主な目的となっています。

調査の項目は、大きな項目が12項目、細かい項目が50項目程度あります。

○中村委員長

事業者が滞納している方に接触して仕入れた情報をパソコンに収納し、その情報を市に還元してもらう形で報告を受けるといった形の対応になっているのでしょうか。

○高齢福祉室

事業者が仕入れた情報などの電子データのやりとりについては、事業者から市に渡す場合と市から事業者へ渡す場合、いずれの場合も運送業者が行っているセキュリティ便以外の方法を用いることを認めていません。

○中村委員長

この事業者に委託することにより、適切な窓口へ誘導するという目的を達する結果が出ているのでしょうか。

○高齢福祉室

11月の、不在を含めた訪問件数全215件のうち約25件は適切な窓口へ誘導しています。

大体6～7%は徴収以外の話になっています。

○中村委員長

事業者と市民との間でトラブルがあった場合、トラブル報告は必ずあるのでしょうか。

○高齢福祉室

トラブルがあった時点で、事業者の管理者から市に必ずすぐに連絡するようにしており、そのフロー図も提出してもらっています。

○中村委員長

トラブルがあった場合の対応は、事業者任せになっているのでしょうか。市の担当者が対応するのでしょうか。

○高齢福祉室

市民の方の要望にもよりますが、基本的にはエスカレーションされたものについては市職員が対応し、市民の方がそこまでではないとおっしゃる場合は事業者の管理者が対応することもあります。

○中村委員長

債権回収を直接的な目的とはしていないとありましたが、特段の事情なく滞納している方について、事業者が対応することによって納付率は上がりましたか。

○高齢福祉室

11月の報告では、市民の方に約62万円分納付約束をしていただいています。

○高橋委員

訪問業務の担当者の質について入札実施要領において記載がないのですが、どのような人が従事すべきか何も決めなくて良いのでしょうか。

○高齢福祉室

仕様書で、訪問前に十分な研修を行い、実地の研修も行うように定めています。

○高橋委員

どのような研修を受けているのですか。

○高齢福祉室

セキュリティに関する研修や訪問に関するノウハウについてマニュアルの内容に沿った訪問を行うための研修を行っています。

○高橋委員

研修は事業者が行っているのですか。

○高齢福祉室

事業者が行いますが、どのような研修を行うかはマニュアルの提出も含めて報告を受けています。

○高橋委員

相手方がほぼ高齢者ということを見るとノウハウは必要かと思いますが、そのような内容は研修に加えているのでしょうか。

○高齢福祉室

受け答えのマニュアルはありますが、慣れが必要となりますので、管理者と一緒に訪問してきちんと対応ができるようになってから一人で訪問するという流れになっています。

○高橋委員

目的が福祉施策全般の推進となりますと、単に納付を促進するだけでなく、市として相手方との接し方について考えたほうがいいのではないかと思いますので、仕様などをもう少し工夫していただきたいと思います。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

なお、今後の対応については、本日この席上で出た意見も参考にさせていただければと思います。

#### 【案件 8】 灰溶融炉用黒鉛電極棒購入（2回目）

#### 灰溶融炉用黒鉛電極棒購入（3回目）

○高橋委員

予定価格の設定の仕方について余裕を持ちすぎたということですが、今回は予定価格の設定をどのような形で行おうと考えていますか。

○資源循環エネルギーセンター

今までは価格変動が激しかったため、予定価格を設定するにあたって事業者から見積りを取ることができませんでしたが、最近は価格が下がり少しずつ安定してきているため、来年度以降は予定価格を設定する際に見積書を徴取した上で予定価格を設定していきたいと考えています。

○中村委員長

それでは、この案件については特に問題がないということで了解しました。

#### 【案件 9】 吹田市財務会計システム機器賃貸借業務【長期継続契約】

○高橋委員

この案件については、応募者が少なく主な辞退理由がスケジュールの問題ということで、時期的に

機器の確保が難しかったとのことですが、何か工夫する方法はありますか。

○会計室

1回目は辞退者が多く入札に至らず中止となり、2回目の入札を行いました。2回目については事前に事業者に聴取しましたが、現在のリース契約の終期が近づいていたこともありましたが、調整期間は短縮して行いました。調達までの期間を延ばすという工夫はしましたが、結果的には調達の期間が足りなかったということでした。また、時期的にパソコンという品物自体が出回っていないという業者もいたため、業界的なものもあるのかと思われます。辞退理由は自社都合などもありましたが、スケジュールが厳しいという理由が多かったです。指名事業者数を増やしたりなどしましたが、このような結果になってしまいました。

○高橋委員

定期的に契約されているのですか。

○会計室

はい、長期継続契約を行っています。

○高橋委員

定期的に行われるのであれば、今回のようなことが起こらないように現在の契約の終期を最初から考慮して余裕をもたせて行うようにできないのでしょうか。

○会計室

次回からは事業者にもスケジュール的な余裕をもたせていただけるように行ってきたいと思います。

○中村委員長

この案件については、特に問題がないということで、次回からは入札する際には事業者にとってスケジュールに余裕が持てるような内容で対応していただくようお願いします。

【案件10】吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館及び山田分室窓口

【長期継続契約】

吹田市立千里山・佐井寺図書館窓口等業務【長期継続契約】

吹田市立千里図書館窓口等業務【長期継続契約】

○高橋委員

プロポーザルした結果、1者しか応募がなかったということで、プロポーザルにした意味がないと思いますが、委託する必要があるのでしょうか。指定管理にするかどうかについては議論があると思いますが、直営でやってもよいのではないですか。

○中央図書館

直営にすると人員が多く必要になります。窓口等の委託業務は、反復作業が中心となる業務で、その業務を職員が行うとなると経費が高くなるので、委託としています。

○高橋委員

窓口業務は利用者から相談されたときに、その場で答えていただく役割もあると思います。委託をすると司書でない人が対応することもありえるため、質を落とすことにならないでしょうか。コストが上がるということもわかりますが、プロポーザルをしても1者しか応募がなく結局随意契約になっ

てまっています。コスト削減したとしてもサービスの低下はなかったのでしょうか。

○中央図書館

吹田市の特徴は毎日開館を行っているところです。その業務をすべて職員が行うとなると今の倍近くの職員が必要になります。本の紹介をするレファレンス業務などの企画立案部分は吹田市職員が行います。委託事業者にはルーティンでできる返却処理及び相談業務の補助をしてもらっています。窓口委託業務を行っている図書館は7館で、年度別の人件費相当減額については総額 289,829,000 円となっています。1館につき4,000万円ほどの人件費削減効果を出しています。

○梶委員

吹田市の図書館で窓口業務の委託はいつ頃からされているのですか。

○千里山佐井寺図書館

平成22年12月に千里山佐井寺図書館において初めて導入され、その後順次山田駅前図書館、山田分室図書館、さんくす図書館、千里丘図書館、千里図書館、江坂図書館において窓口委託を導入しています。

○梶委員

それぞれの図書館で委託先の業者は継続して契約の相手方になっているのですか。

○中央図書館

それぞれの図書館でプロポーザルをして、結果としては同じ業者になっています。

○梶委員

それぞれの図書館で募集をして複数の応募があったことはありますか。

○中央図書館

新規で窓口委託を導入する際に2者の応募がありました。

○梶委員

新規以外ではずっと同じ業者と契約しているのですか。

○中央図書館

更新の場合も公募を行いました、同じ業者が受託しました。

○梶委員

プロポーザルにして1者の応募があり、設定した要件を満たせば契約できると思うが、要件を満たさない場合や応募がなかった場合はどうなるのですか。

○中央図書館

応募がなかったら、仕様書等の変更を行いもう一度プロポーザルをします。次の契約をするまでの間は現在の事業者と随意契約をします。

○高橋委員

応募があまり期待できない状況がこれからも続く可能性が高いと予想されます。現在の業者とは特にトラブルもないとのことですので、プロポーザルではなく随意契約にして契約の内容の改善を求めていく方向では考えられないのですか。

○中央図書館

現在の契約業者で満足はしていますが、図書館にはいろんな役割が求められており、各図書館で特色を持たせることも検討しています。その際にもっと強みのある業者が出てくる場合もあるので、随意契約よりはプロポーザルのほうが良いと思っています。

○高橋委員

プロポーザルの趣旨はわかるのですが、あまり応募がないということであれば意味がありません。図書館業務に関しては市も十分なノウハウを持っているので、随意契約であればその場で契約内容を考えていけるのですから、随意契約でもいいのではないかと思います。プロポーザルの選択肢は今後もあると思いますが、随意契約をして契約内容を改善していく方法でも良いのではないかと思います。

○中村委員長

窓口業務の委託については、各図書館に吹田市職員も配置されている中で、窓口業務だけを業者がするのですか。

○中央図書館

そのとおりです。窓口等業務に限定して委託し、その中でもより専門性の高い業務については職員が行っています。

○中村委員長

プロポーザルをするということは、各業者に一定の提案をしてもらってよりよい図書館にすることだと思いますが、特に公募型プロポーザルの場合はもっと複数の業者が参加するように努力することが必要と思われます。その一つとして複数者から見積を徴取して、複数者がプロポーザルの参入をするようにできないのですか。

○中央図書館

関西では現在の契約業者が圧倒的に多いですが、他市では別の事業者と契約している事例もあります。複数者から見積をとることも当然ですが、どのような仕様書にする必要があるか、どうすれば参加してもらえるのかについてはヒアリングが必要と思っています。

○梶委員

委託の内容が反復的・機械的な業務が中心ということであれば、プロポーザルにする必要性は比較的乏しいのではないですか。今までと違った図書館の企画の提案を含めるのであればプロポーザルにする意味があると思いますが、貸出や返却などが中心であれば競争入札で十分ではないかという印象を持っています。プライバシーの問題をきちんと守ってもらえれば良いと思います。機械的な業務で済まない場合もあると思います。司書の資格を要求するなら入札の要件で資格として求めれば良いので、プロポーザルにする必要がないと思います。

あまり頻繁に業者が変わるのは良いことではないので、特に不都合が生じない限りは更新を前提としても良いのではないかと感じます。

○高橋委員

人を介さないで貸出・返却をするなど図書館の管理さえきちんとできる仕組みさえあれば、機械が行っても良いと思います。司書の資格を必要としない部分があるなら、工夫の余地はあるかもしれません。いろんな方向性を含めて考えていけばよいと思います。

○中村委員長

今回、この案件については特に問題がないということで了解しましたが、同様の業務について、今後もプロポーザル方式を実施するのか、どのように事業者を選定するのか、今日の議論を踏まえて検討していただきたいと思います。

○中村委員長

次に、次第3の予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否の審議を行います。

**【案件8】吹田市生活困窮世帯の子どもの学習支援教室事業**

○中村委員長

それでは、この案件について資料に沿って説明をお願いします。

○生活福祉室 説明

○中村委員長

この案件について委員の皆さん、何か御質問はありますか。

○梶委員

大学生の有償ボランティアとはこういった形でどういう人材を確保することを想定していますか。

○生活福祉室

市内の大学に依頼をして、将来、教員になることを目指していたり、子供の貧困に関心がある学生を想定しています。

○梶委員

既に事業が始まっているということですか。

○生活福祉室

平成28年8月から既に始まっています。

○梶委員

現在も市内公共施設4か所、対象者60人程度の規模ということですか。

○生活福祉室

そのとおりです。

○梶委員

子供が継続して学習し続けられるようなノウハウ等を事業者に提案してもらおうということを想定されていますが、そういった点はプロポーザルを実施する際の選定で評価することが可能なのでしょうか。

○生活福祉室

評価する中で、例えば、引きこもり支援の実績、学習支援の新たな取り組みの提案はどんなものがあるかということの評価したいと思います。

○梶委員

業務内容で専門性の高いものが要求される一方で、大学生のボランティアを求めているという矛盾が生じそうなところが気になります。

○生活福祉室

教室は総括責任者、教室管理者と学生ボランティアで構成されますが、総括責任者、教室管理者が中心になりますので、必要に応じて学生ボランティアを指導していくことになりますので十分対応できると考えています。

○梶委員

学生の待遇はどのようになっているのでしょうか。ボランティアなので、最低賃金以下ということでしょうか。

○生活福祉室

時間当たりで換算すると最低賃金以下になると思います。

○高橋委員

生活困窮の子供の学習支援という事業であることから、生活福祉室だけでなく、教育委員会との連携も必要になるのではないのでしょうか。生活福祉室だけで生活困窮者の子供の教育という観点の問題に解決できるとは思われないのですが。

○生活福祉室

生活困窮世帯が対象でありますので、生活福祉室が主になり事業を行って参ります。必要に応じて教育委員会とも連携を行って参りたいと思います。

○中村委員長

引きこもりの子供を教室に呼び込むという点と生活困窮世帯の子供の学習を支援し、高校進学を目指すという点の2つの大きな目的があると思いますが、これらを同時に担える事業者をそもそも選定できるのででしょうか。

○生活福祉室

現在行っている教室で2事業者に委託していますが、どちらも学習支援運営という形態の実績もありながら、引きこもり支援というものも得意としていまして、平行して事業を実施している実績があります。

○中村委員長

今の事業者はプロポーザルで選定されたということですか。

○生活福祉室

そのとおりです。今回契約満了に伴い、前回同様、プロポーザルを実施したいと考えています。

○高橋委員

この事業自体が重要であるとは思いますが、ただし、今のやり方で一定の成果が出てきているというのですが、さらに進めるために別の方法をとれないか検討していただければと思います。

○梶委員

先ほどから、随分、引きこもり支援についての話が出てきていますが、資料にあります業務概要には専ら貧困の連鎖を防止することを目的としています。そうであるならば、もちろん引きこもりが少なくなれば良いが、力点が引きこもり支援になりすぎても、期待し過ぎであると思う。かなり難しい課題であるので、これに集中して無理に成果を上げようとすると反って副作用が出てきかねない。

したがって、プロポーザルの評価の項目として、引きこもり支援で成果が上がりそうな評価項目が重視され過ぎるのは良くないと思います。

それと、授業による学習支援教室ですが、対象者60人ということではなく、必要であれば規模を拡大していくことも視野に入れることが重要であると思います。

最後に、大学生の有償ボランティアですが、大学生の協力を仰ぐということは結構ですが、待遇が劣悪になるというのは困る。教育産業でアルバイトする大学生が所謂ブラックバイトで悩まされているということをよく聞く。そのようなことが起こらないようにしていただきたいと思います。



○中村委員長

3年後には、今回委員から出された意見を踏まえたうえで、実施体制を整えていただきたいと思います。今回については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

【案件9】吹田市生活困窮者就労準備支援事業

○中村委員長

それでは、この案件について資料に沿って説明をお願いします。

○生活福祉室 説明

○中村委員長

この案件について委員の皆さん、何か御質問はありますか。

○高橋委員

プロポーザルに応募する事業者に類似事業での経験や強みを活かして提案を行ってもらおうということですが、具体的にはどういった事業者が考えられますか。

○生活福祉室

大きく分けて2つあります。主に人材派遣会社と社会福祉法人で就労支援や生活支援を行っている事業者です。

○高橋委員

この業務の内容として最低限、市として行ってもらいたいことは何ですか。

○生活福祉室

就労できていない生活困窮者に就労の準備のための支援を行っていただくものです。例えば、ある作業に就いたとして報告や相談ができる、集中して取り組むことができる、何度も説明を受けることなく効率の向上を図られているか、など、就労に最低限必要な段階まで支援をしていただきたい。

○高橋委員

具体的な運営の形態はどのようなものですか。教室みたいなものを開くのですか。

○生活福祉室

畑作業や内職などを選択して行ってもらいます。またグループワークやイベントを設定します。本人の希望や意向に沿いながら計画を立て、徐々にステップアップを目指します。

○高橋委員

既に行っている事業であるならば、仕様書にまとめて競争入札にすることはできないですか。

○生活福祉室

選択する作業メニュー、グループワークなど方法はいろいろと考えられますので、あらかじめ仕様で固めるよりも事業者からの提案を行っていただき判断していきたいと考えています。

○中村委員長

就労できる状況にまで達すること、例えば、コミュニケーション能力、人との接し方、就労意欲などを喚起することが目的だということですが、この事業が本当の就労に結びつくものでなければならぬ。しかし、目的が就労の準備段階までということとすると制度設計上、不足しているのではないかと思う。

また、公募型で募集するのであれば、いろいろな就労支援の方法を提案されると思うが、応募の見

込みがある事業者は複数あるのでしょうか。

○生活福祉室

これまで2回プロポーザルを行いました、それぞれ複数の事業者が応募しています。

○高橋委員

その複数の事業者は人材派遣を業とする会社と社会福祉法人ということですか。

○生活福祉室

そのとおりです。また、現在、事業を行っている事業者は社会福祉法人です。

○高橋委員

3年契約であるということですが、支援が必要な方に継続的に支援を行えるようにするというのもプロポーザルの条件にするということも検討していただきたいと思います。

○中村委員長

それでは、この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

#### 【案件10】(仮称) 地域活性化イベント実施業務

○中村委員長

それでは、この案件について資料に沿って説明をお願いします。

○シティプロモーション推進室 説明

○中村委員長

この案件について委員の皆さん、何か御質問はありますか。

○高橋委員

これまで江坂、千里南でのイベントが50年間積み重ねてきたということから、市民にも親しまれているのだらうと思います。プロポーザルでも市民の参画の視点が重要になると思う。事業者が市民の想いから離れたところにあるということにならないようにしてもらいたい。

○梶委員

これまで、吹田まつりはどういった形で内容を企画・運営されてきたのでしょうか。

○シティプロモーション推進室

従来の吹田まつりは、実行委員会を組織して企画、実行されてきました。吹田市としては、その実行委員会に事務局として関わってきました。

○梶委員

その実行委員会の構成を教えてください。

○シティプロモーション推進室

吹田市社会福祉協議会、吹田青年会議所、吹田商工会議所青年部、学生ボランティアなどで構成されています。

○梶委員

今回のプロポーザルの対象となる事業者も同様の団体になるのでしょうか。

○シティプロモーション推進室

今回の事業の委託先としては、イベント会社を想定しています。しかし、地域の意向を何らか吸い

上げられるような仕組みは考えていきたいと思えます。

○梶委員

従来は、実行委員会にイベント会社に関わったり、知恵を借りたりというようなことはなかったのでしょうか。

○シティプロモーション推進室

これまでは、特にございませんでした。

○梶委員

今回問題となっている業務についてイベント会社でなく、実行委員会ではできないのでしょうか。

○シティプロモーション推進室

今回、万博公園ですいたフェスタを実施するところで、そちらが実行委員会を組織し、注力していただこうと考えています。万博でのフェスタを行いながら、これまで行われていた江坂、千里南にも実行委員会をお願いするのは人員的にも難しいものと考えます。

○中村委員長

そうすると、万博公園で行われるのが、これまでの吹田まつりの発展的形態で、江坂、千里南は新たに別のイベントを行うということですか。

○シティプロモーション推進室

そのとおりです。

○中村委員長

具体的なイベントの内容は、プロポーザルで選定された事業者と市で話し合い決めていくということですか。

○シティプロモーション推進室

そのとおりです。

○高橋委員

プロポーザルの選定の際にこれまでの実行委員会の方たちが関わり、これまでと将来のイベントの継続性を保てるようにしていただきたい。

○シティプロモーション推進室

ご意見いただいた趣旨を踏まえ、具体的な選定メンバーは今後検討して参ります。

○中村委員長

それでは、この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

#### 【案件11】 休日急病診療所 電子カルテシステム開発・運用業務

○中村委員長

それでは、この案件について資料に沿って説明をお願いします。

○休日急病診療所 説明

○中村委員長

この案件について委員の皆さん、何か御質問はありますか。

○梶委員

このシステムは休日急病診療所だけで用いるシステムなのでしょうか。

○休日急病診療所

そのとおりです。

○梶委員

例えば、保健センターでは、電子カルテシステムは既に導入されているのでしょうか。

○休日急病診療所

電子カルテは病院、診療所で導入されるものであり、保健センターはカルテを作成することはありませんので導入されていません。市民病院は導入されています。

○梶委員

市民病院とは違ったシステムが採用されても良いのでしょうか。

○休日急病診療所

市民病院は入院患者もいる大きい病院であり、休日急病診療所は日曜、祝日、年末年始といった休日に対応するための診療所であり、入院患者もいません。多くの医師の輪番制でもあり、どの医師にも使いやすいようなシステムが求められ、休日急病診療所の特色にあったシステムを採用したいと考えています。

○梶委員

各医療機関で使っているシステムやデータの互換性を考慮する必要はないのでしょうか。

○休日急病診療所

将来的には、各医療機関との連携は検討しなければならないと思いますが、今のところは、各施設独立していますので考えていません。国の動向を引き続き確認して参ります。

○中村委員長

電子カルテが各病院に導入されて十数年経ちます。その間、試行錯誤が繰り返されて、良い電子カルテが各事業者で整備されていると思われます。そうすると、休日急病診療所の電子カルテもとても複雑であるとは思えませんので、各事業者の特殊性を以て選定しなくてはいけないものなのでしょうか。

○休日急病診療所

確かに電子カルテの導入は進んできていますが、開業医や大病院が主で、今回のような休日診での電子カルテの導入は近隣市を含めて、あまり事例がありません。各ベンダー、事業者が開発している状態です。したがって、プロポーザルによる現段階の事業者の提案を総合的に判断し、選定していきたいと考えています。なお、少ない他事例におきましてもプロポーザルで選定しているとのことでした。

○中村委員長

それでは、この案件については、当委員会ではプロポーザル方式での実施が適しているものと判断します。

○中村委員長

これもちまして、予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についての審議を終了し、令和元年度第4回目の入札等監視委員会を終了します。

皆様、本日はどうもありがとうございました。